

所得再分配と経済成長

— 累進性強化に伴う景気回復への道 —

大 田 英 明

目次

はじめに

- I. 日本経済と所得分配の現状
 1. 日本経済の長期低迷と消費支出動向
 2. 所得分配悪化とその背景
- II. 税収構造の変遷と経済成長
 1. 所得税「フラット化」に伴う所得分配悪化と成長率への影響
 2. 税収構造の変化：法人税・所得税比率の低下と消費税比率の増加
- III. 所得税・消費税の影響分析
 1. 所得税・保険料負担と消費及び成長への影響
 - (1) 所得税・社会保険料負担の逆進性
 - (2) 所得税・保険料の累進性強化の消費・成長率への影響分析
 2. 消費税引上げの問題点と経済への影響
 - (1) 消費税引上げ負担試算：所得階層別標準世帯
 - (2) 消費税引上げ負担と消費・成長率への影響
 - (3) 消費税の負担の公平性と逆進性
- IV. 結論

はじめに

本稿では、所得格差の拡大が日本経済の安定成長への阻害要因となっており、所得分配の悪化が長期的な経済低迷の背景となってきたことを本格的に検証する。これまで所得格差拡大の問題は個人の生活水準や社会的側面に焦点が当てられてきた傾向があった。本稿では所得格差

拡大の側面を経済学的に考察することで、税制の累進制強化によって経済成長が促進されうることを示す。

日本経済はバブル崩壊後景気低迷が約20年以上続き「失われた20年」と言われているが、その間所得分配は一貫して悪化しており、特に中低所得層の所得がますます低下している。その結果、GDPのおよそ6割を占める家計消費が低迷し、景気回復の足かせとなってきたとみられる。近年における日本経済の消費低迷は終身雇用制度が事実上の崩壊しつつあり、家計全体の可処分所得が減少したことに加え、規制緩和に伴い増加する非正社員やパート雇用・フリーターの増加および高齢世帯の増加などに伴う家計消費全体の減少が大きな要因として挙げられる。これは特に2000年代に入り顕著であるが、根本的な問題は80年代から本格化した所得税の累進制緩和によるフラット化の流れがあり、加えて1989年に低所得層に負担を強いる逆進性の強い消費税を導入し、税率が1997年に5%に、さらに2014年には消費税が8%に引き上げられたことで消費低迷を長期化させ、それが経済成長の足かせとなってきた。しかも2014年4月の消費税引き上げに伴う景気落ち込みは前回（1997年）の3%から5%への引上げ時を大幅に上回っており、中低所得層を直撃し景気は大幅に悪化した。

こうした中、富裕層は最高所得税率（2007年度より）40%、地方税10%（同）、合計50%と80年代初の90%程度に比べ大幅に負担が軽減されている。一方、法人設立基準の緩和に伴う徴税回避の動きが一般化しており、自営業や富裕層の徴税率の低下に加え欠損企業の税納付が免除されていることも法人税収の大幅な低下となっている。その一方逆進性の強い消費税の税収に占める割合は急激に上昇している。

1991年バブル崩壊後「失われた20年」に及ぶ日本経済低迷の背景には家計の可処分所得の減少に伴う消費の低迷がある。所得格差が拡大する一方、資産所有者など一部富裕層は相続税の軽減や証券優遇税制の継続などによりますます優遇されている。国民経済全体からみれば、富裕層の消費は大きな波及効果は望みにくく、大多数を占める中低所得層の可処分所得の拡大に伴う消費拡大なくして安定的な成長は望めない。すなわち、「トリクルダウン」による効果はほとんど観察されていない。そもそも富裕層の消費は、その国民経済に占める消費全体に対する割合は小さく、国民経済規模での消費拡大への影響は限定的であり、大多数の家計の消費が底上げされない限り、安定的な中長期的GDP成長率の上昇は見込みにくい。2015年から相続税の最高税率が引き上げられ、控除額が引き下げられる予定であるが、根本的な問題は解決されていない¹⁾。現在のような逆進性を促進するような消費税の減免措置なしでの引き上げの一方、富裕層を優遇する株式投資の優遇措置継続や法人税減税措置などの諸政策の導入によって消費税の比重が高まるため、低所得層にはますます負担が重くなり、逆進性が促進されることになる。

したがって、本格的な景気回復と安定した経済成長を実現するためには、幅広い国内個人消

28 (598)

費拡大を基盤となることが不可欠である。そこで、本稿では最近顕著になってきた消費税の引き上げにみられる中低所得層への税および社会保険料などの負担強化に伴う個人消費の低迷の長期化、それが経済成長率を低下させることを明らかにし、逆進性が強く再配分が考慮されない消費税引き上げと所得税累進性の緩和は中長期的経済成長に悪影響を及ぼすこと、さらに所得分配の改善により経済成長が促進されることを示す²⁾。そのためにも、現在の政策ではほとんど考慮されていない所得税の累進性強化に伴う税収の確保と同時に逆進性の強い消費税への比重を軽減することで家計全体の可処分所得拡大と積極的な所得再分配政策を導入することの重要性を示す³⁾。

I. 日本経済と所得分配の現状

日本経済は1991年のバブル経済崩壊以降、20年以上景気は低迷しており、90年代および2000年代中ばに一時的に景気回復はあったものの、依然として本格的なデフレ状況を脱却していない。1991-2013年の平均GDP成長率はわずか0.97%であり、名目GDPは1997年のピークをいまだ更新していない。最近では消費税の引き上げ（8%）や円安に伴う消費者物価の上昇からむしろスタグフレーション状況に陥っている。根本的には、景気低迷は需要不足が根本的な要因となっている。国民所得の約6割を占める家計・個人消費の動きはGDP成長率に大きな影響を与えているためである。

以下において、日本経済の長期低迷の大きな要因となっている所得格差の拡大に伴う国民経済における需要の低迷が成長率を低下させてきたことを指摘する。

1. 日本経済の長期低迷と消費支出動向

バブル経済が崩壊した1991年以降、日本は長期の景気低迷を経験してきた。1995/6年や2000年代の半ばには若干景気が回復したが、それも主にアジアや米国など外的環境の改善によるものであり、内需拡大要因のよるものではない。現在に至るまでデフレ・ギャップは依然として解消されておらず、個人消費の伸びは鈍く、GDP成長率の足かせとなっている。日銀の2014年12月の「生活意識に関するアンケート調査」でも景況感DIがマイナス32.9となり、2013年12月調査の同9.2から大幅に悪化した。また、暮らし向きDIもマイナス47.2となり、前年同月調査のマイナス36.2に比べ悪化している。2013年以降、いわゆる「アベノミクス」による金融緩和などの政策が導入されたが、実際に実体経済にはほとんど効果的でないことは立証されている（大田2013）。

2013年の総世帯の消費支出は1世帯あたり1ヵ月平均267,686円であり、2006年の320,231円に比べ低下している⁴⁾。また、2013年の家計貯蓄率は戦後初めてマイナス1.3%まで低下した。

この背景には日本経済低迷する中で新卒者や若年層への雇用や賃金の調整が特に顕著であり、その結果、若年失業率や正規雇用者に比べ賃金水準の低い非正社員（フリーター等を含む）比率の増加がある。こうした状況は、個人の可処分所得の減少が大きく影響していると考えられる。家計の可処分所得は1990年代初めまでは増加してきたが、90年代後半以降低下基調にあり、それに伴い家計の実質消費支出も低下している（図1）。これは過去20年間家計の所得が殆ど伸びていないにもかかわらず、税負担などが増加してきたためである（図2）。

図1：消費支出：低迷する消費支出

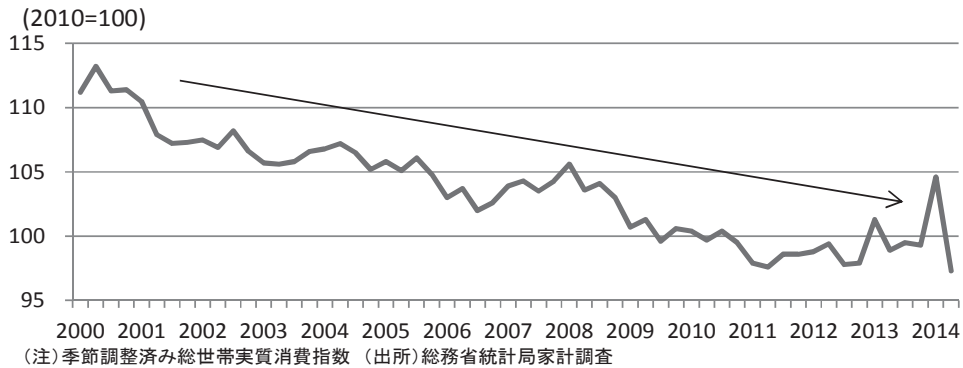
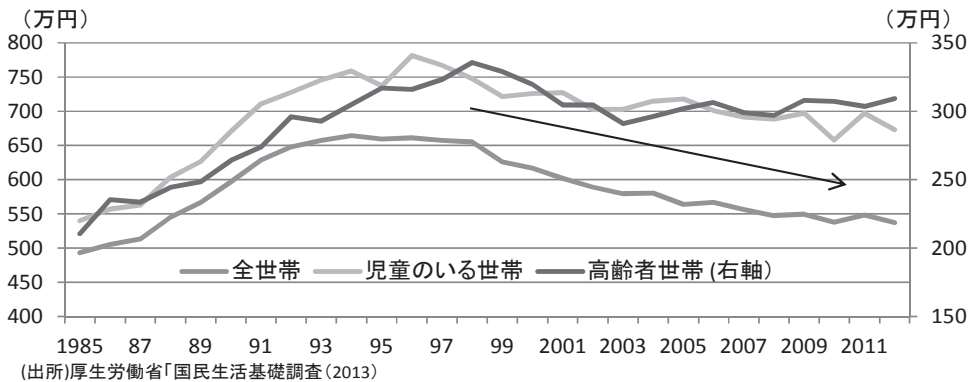


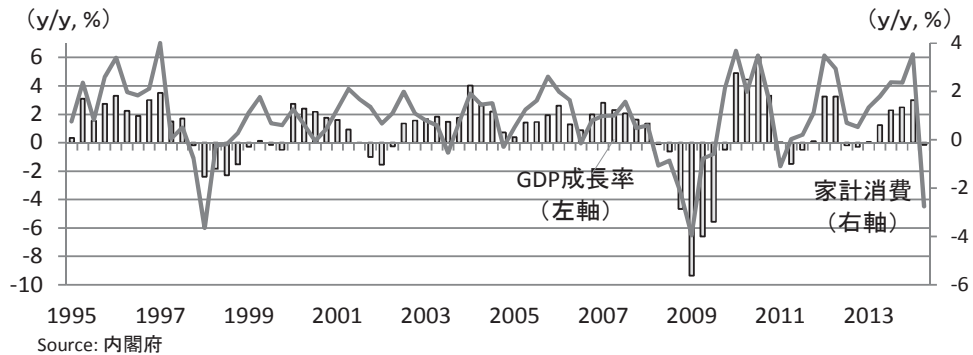
図2：1世帯当たり平均所得金額の年次推移



長期にわたる景気低迷はGDPの約6割を占める個人消費支出の低迷と多に関係している（図3）。1995年から2014年（第2四半期）までの民間消費の実質GDP成長率（四半期ベース）への相関性を分析すると、決定係数は0.545、係数は1.192（t値は9.54）で極めて有意である。

個人消費の増加に伴う内需拡大は、中長期的に安定した経済成長には不可欠な条件である。それにもかかわらず、最近では家計への負担がますます増加する傾向にある。これは、政府の財政赤字削減への対応策として、所得控除や財政支出の削減に伴う公共サービスの個人負担な30（600）

図3：GDP成長率 & 家計消費



どがますます増加しているためである。その一方で、過去10年間、規制緩和や各種金融緩和により、富裕層や法人を中心とした負担軽減とともに所得税収は減少し、その負担が中堅所得層以下の家計に重くのしかかりつつある。加えて、勤労者における非正社員の割合が増加したため、低所得層が大幅に拡大しつつあり、全体の個人消費拡大の足かせとなっている。

わが国の所得税および保険料は、先進国のなかでも例外的に最も低い所得層まで負担する制度となっている。日本の課税最低限は低水準にあり、このことは低所得層まで欧州に比べ実際の負担を強いられていることを意味する（表1）。表1に示す括弧内の日本の税額と給付が等しくなる水準でみると、課税最低限が低位であることを補っている印象を与えるものの、そもそも給付にあたっては様々な条件が必要であり、実際に給付を受けている家計は多数とはいえない。しかも近年急速に増加している単身世帯への課税最低限も日本は高い水準にあり、低所得層への負担は重いものとなっている。

以上のように所得税の低所得層への課税負担は相対的に拡大しており、これが可処分所得減少とともに全体の個人消費の低下をもたらしている。これに加えて、保険料も低所得層には大

表1：所得税の課税最低限の国際比較（2014年1月現在）

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
夫婦子供2人	161.6 (586.4)	382.0	152.0 (447.1)	290.5 (582.6)	462.0 (791.7)
夫婦子供1人	156.6 (496.4)	342.5	152 (356.9)	290.5 (457.9)	418.2
夫婦	156.6	203.0	152.0	290.5	356.7
单身	114.4	101.5	152.0	153.4	257.7

(注)1 邦貨換算レート: 1ドル=100円、1ポンド=161円、1ユーロ=135円

2 括弧内は税額と給付が等しくなる水準。

(出所)財務省

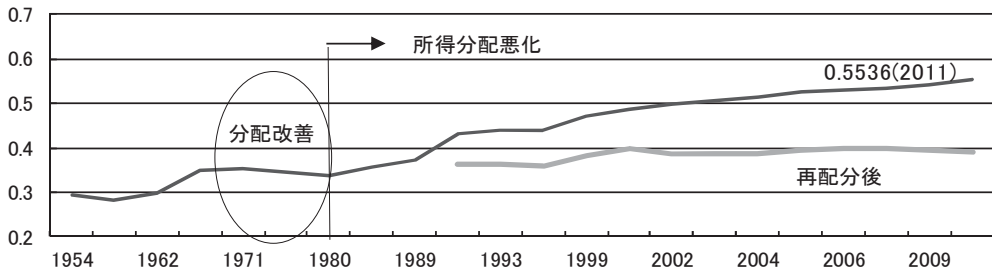
きな負担となっており、しかも必ずしも所得水準に比例したものとなっておらず、この保険料負担も低所得家計には、大きな問題である⁵⁾。さらに欧州の国々のように税とともに保険料を徴収する制度を導入していないため、サラリーマンを除き極めて高い保険料の未納付比率水準となっている。特に国民年金の納付滞納率は極めて高い。これは、近年の低所得層・貧困層の拡大も多いに関係しているとみられる。

2. 所得分配悪化とその背景

過去 20 年間、日本の所得分配は急速に悪化し、ジニ係数は上昇基調にある。税・社会保障など所得再分配前の所得ベースのジニ係数は、1980 年の 0.349 から 2011 年 0.5536 まで大幅に悪化している（図 4）⁶⁾。日本は、1970 年代までは比較的所得分配は平等であり、税制も所得税の最高税率は 75% と高い累進課税制度のもとで所得分配は改善した。しかし、1980 年代前半からの資本自由化・金融自由化などグローバル化に加えて税制のフラット化が進み、所得分配は悪化した。わが国の所得分配後の所得格差は先進国に比べても急速に悪化している。

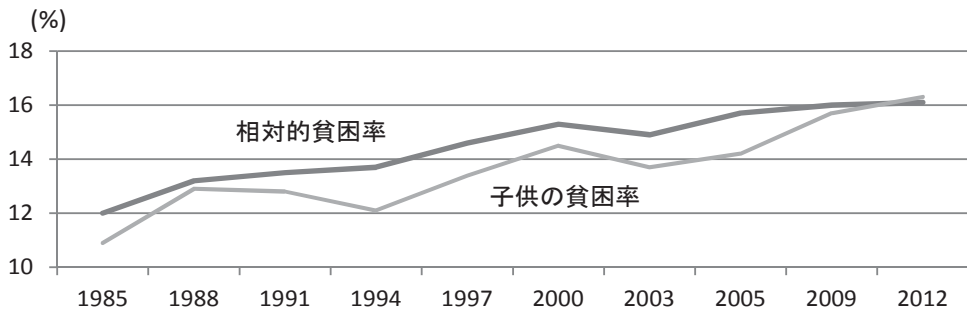
日本では近年急速に所得分配の悪化が進み低所得層が急増しており、貧困率（平均所得半分

図 4：日本のジニ係数の推移



(出所) 溝口敏行「日本の所得分布の長期変動」『経済研究』37巻2号, 1986 (一橋大学)

図 5-1：貧困率の推移



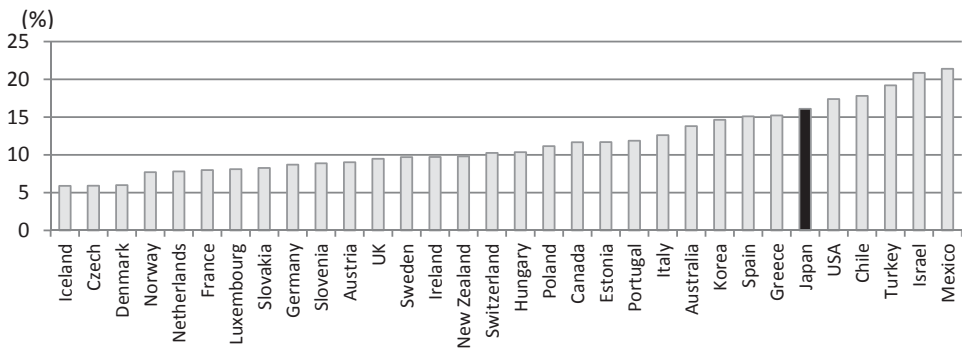
(出所) 厚生労働省「国民生活基礎調査(2013)」

以下の世帯比率）は急速に悪化している（図 5-1）。さらに、日本は先進諸国のなかで不平等度が最も高い国のひとつとなっており、日本の貧困率は OECD 諸国の先進国でも米国とともに最も高い国のひとつとなっている（図 5-2）。最近では特に子供の貧困率の上昇が目立っており、離婚に伴うひとり親の子供の貧困率は大幅に上昇している。さらに、有業のひとり親の相対的貧困率は 58%と OECD 諸国中最悪である（OECD,2008）。これは諸外国と比べ日本の税・社会保障の再分配機能は、65 歳以上の年金受給世代の世帯でしか機能しておらず、現役世代においては、ほとんど機能していない（中田, 2012）。したがって、税制の改革はこの面でも重要である。

日本の所得分配が悪化した背景には以下の要因があると考えられる。

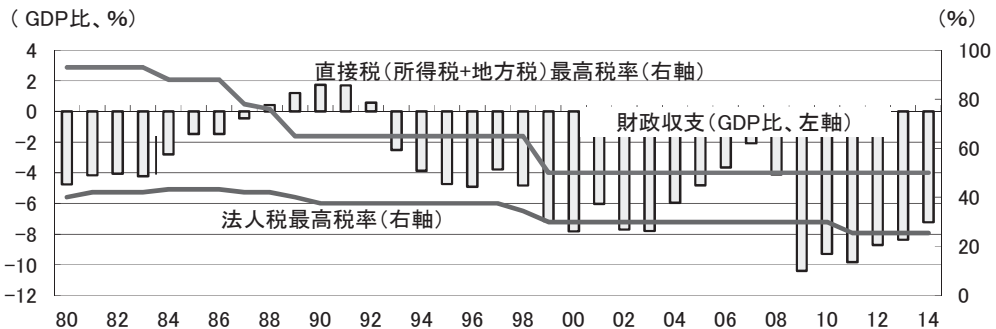
第一に、1980 年代以降の累進課税の緩和による所得格差の拡大がある。1984 年以来、わが国の所得税率は最高税率を引き下げており、1983 年までの 75%（地方税含むと 93%）から 1999 年には 37%（同 50%）まで所得税のフラット化が進み、さらに 1989 年の消費税（3%）

図 5-2：貧困率 (Poverty Rate) [2011]



(注)ハンガリー、韓国、メキシコ、日本は2012年。(出所)OECD

図 6：日本の所得・法人税率と財政収支の推移



(注)財政収支はプライマリー収支(利払い等債務返済前の収支) (出所)財務省等より作成

の導入と99年の消費税率の引上げ(5%)などで一層逆進性が強まった(図6)。

さらに、1980年代初めまでは所得税の課税区分が19段階まできめ細かく分けられ、所得に応じた課税が行われ、累進課税が実質的なものであった。しかし、1980年代より次第に所得税のフラット化が進み、現在では課税区分が簡素化され、累進性が著しく低下している(表2)。

第二に、相続税、金融課税など資産課税の緩和に伴う富裕層と中間層以下との資産格差の拡大がある。小泉政権(2001～2006)以降、政府は富裕層の優遇税制や資産課税軽減を積極的に推進してきた。これまで政府の税制改正では、証券税制優遇策(株式売買に伴う収益の優遇税制期間延長など)や起業家支援と称して中小企業・ベンチャー支援のため個人投資家の投資利益に対する軽減措置などを実施しており、根本的な格差是正のための政策ではなく、現在でもむしろ富裕層や特定企業を支援する税制改革が進行中である。

第三に、1998年不況以降顕著となった景気低迷に伴う正規社員の減少と労働市場の規制緩和(特に派遣社員業種の自由化)に伴う非正規社員(派遣・パート等)の増加による正社員と非正社員間の給与格差、すなわち稼得所得の拡大と後者の割合の増加である。基本的には非正社員に比べ非常に低い非正社員比率が大幅に拡大する中、正社員との所得格差が拡大しており、特に若年層でもその傾向が著しいことが特徴的である。非正社員は厚生年金の企業負担がなく、

表2：所得税の税率構造の推移

	(金額:万円)								
所得税率	1974	1984	1987	1988	1989	1995	1999	2007	2015(予)
	(%)	(%)	(%)	(%)	% (万円)	% (万円)	% (万円)	% (万円)	% (万円)
	10	10.5	10.5	10	10(～300)	10(～330)	10(～330)	5(～195)	5(～195)
	12	12	12	20	20(～600)	20(～900)	20(～900)	10(～330)	10(～330)
	14	14	16	30	30(～1,000)	30(～1,800)	30(～1,800)	20(～695)	20(～695)
	16	17	20	40	40(～2,000)	40(～3,000)	37(1,800～)	23(～900)	23(～900)
	18	21	25	50	50(2,000～)	50(3,000～)		33(～1800)	33(～1800)
	21	25	30	60				40(1,800～)	40(1,800～)
	24	30	35						45(4,000～)
	27	35	40						
	30	40	45						
	34	45	50						
	38	50	55						
	42	55	60						
	46	60							
	50	65							
	55	70							
	60								
	65								
	70								
	75								
最高税率適用所得(万円)	8,000	8,000	5,000	5,000	2,000	3,000	1,800	1,800	4,000
住民税の最高税率(%)	18	18	18	16	15	15	13	10	10
最高税率(%) (所得税+住民税)	93	88	78	76	65	65	50	50	50
所得税率の刻み数(住民税率)	19 (13)	15 (14)	12 (14)	6 (7)	5 (3)	5 (3)	4 (3)	6 (1)	6 (1)
課税最低限	170.7	235.7	261.5	261.9	319.8	353.9	382.1	325	325
ジニ係数	0.344	0.337	0.356		0.372	0.4338	0.472	0.5263	

(注)1974年及び1984年については賦課制限がある。ジニ係数は溝口他より。一部調査年は税率変更1年後を含む。

(出所)財務省、厚生労働省などより作成

その他の諸待遇も正社員との待遇に大きな違いがあり、給与所得者間の所得格差拡大の一因となっている。最近では非正社員の全勤労者に占める割合は4割程度（2013年38.2%）まで上昇しており、80年代まで一般化してきた戦後日本の終身雇用形態が崩れてきたことを意味している。これは、90年代以降の長期経済低迷に伴う企業の労働コスト削減が急速に拡大してきたことに加え、労働組合の組織率も過去20年間で急速に低下し、勤労者の意向が給与等待遇改善に反映されにくくなっていることも関係している⁷⁾。

第四に、高齢世帯増加による人口構造変化に伴う一般家計所得の低下によるものである。過去20年間に65歳以上の高齢人口は急速に増加し、その結果年金受給者が増加したため、世帯あたり平均所得額は減少しており、勤労世帯との格差が拡大している。実際に年齢構成の変化は、各世帯の所得分配に大きな影響を与えるため、高齢世帯の増加は年金受給者が多く、勤労世帯に比べ平均所得が低下すると考えられる⁸⁾。しかし、年齢が高くなるほど所得格差が相違している傾向があり、例えば、70歳以上の世帯では1989年から所得格差の縮小が継続する傾向があるが、30歳未満では格差拡大傾向がみられる。

第五に、若年層などでの単身世帯の増加に伴う低所得層が増加していることである。特に非正社員や派遣労働など働いても所得が非常に低い「ワーキングプア」層が急激に増加していることは、同世代間での格差の拡大を意味している。

以上のような最近の所得格差の拡大に伴う最も深刻な問題のひとつは、長期的な経済成長率の低下への影響である。現状では所得税が「公平」に課税され、かつ政府から国民全般に「分配」されていないといえる。1990年代以降の直接税中心主義から間接税導入への移行により、最近では先進国、特に米国に比べても所得税など直接税比率が大幅に低下している。この背景には89年以降に顕著になった所得税及び法人税を引き下げに加え、長期景気低迷によって税収が低下したこと、さらに法人税納付に大幅な猶予と控除を伴う欠損企業への優遇措置によって法人税収が低下していることがある。その結果、法人税の減免措置の拡充に加え、減価償却の促進優遇策など様々な企業優遇策により負担が低下していることがある。しかし、そのために国税収入が減少し、その負担が消費税への負担増加により一般家計に重くかかりつつある。このため、国民全体の過半を占める中堅所得層以下の世帯の可処分所得が減少し、個人消費全体は一部の富裕層の消費を除き低迷しており、GDPの約6割を占める個人消費の低迷によって中長期的に安定的な経済成長は望めない。

II. 税収構造の変遷と経済成長

1. 所得税「フラット化」に伴う所得分配悪化と成長率への影響

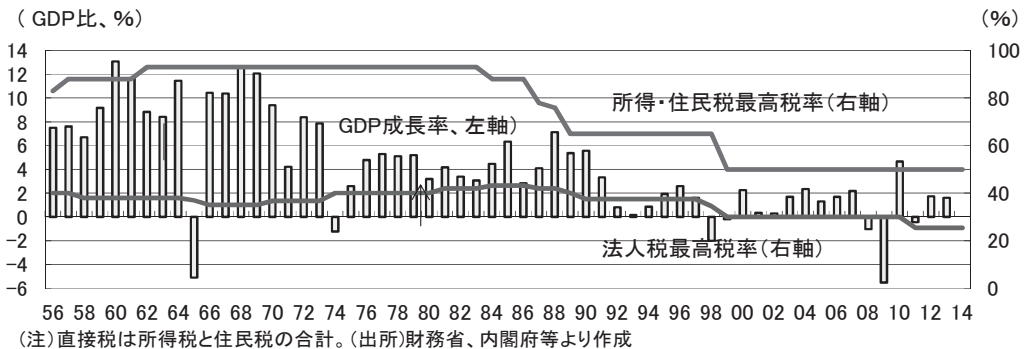
最近では経済成長率の低下に伴う所得税や法人税の減少に加え、わが国の場合、高齢化の速

度が急速であるため、厚生・福祉関係の支出が急速に増加しており、財政支出は増加する一方、所得税や法人税の減少が進み、財政赤字が急速に拡大した。注目すべきは90年代の始めにはプライマリー収支は均衡していたが、その後急速に悪化したことである。こうした中、税負担を拡大する動きが一般化する流れの中で、税の「フラット」化が進み、富裕層及び法人の負担が減少し、中間層・低所得者への負担が相対的に増加している⁹⁾。これは、所得税の累進性が80年代から緩和されたためである。過去20年間の個人所得課税における所得再分配効果は低下傾向にあり、特に90年代半ば以降は課税前の所得格差が拡大傾向にある。これは企業の正社員減少と非正社員やパートの採用増加に呼応するものであり、さらに97/8年以降の不況により平均的に給与水準が低下している。

加えて、1989年以降の消費税の導入により逆進性が強化されている。2000年代以降、富裕層への資産課税（証券税制などを含む）の軽減に加え、給与所得者の控除廃止を実施し、消費税5%から2014年4月から8%に引き上げられ、さらに10%まで引上げが予定されている。こうした累進性の緩和と逆進性をさらに強化する政策により、大多数の家計の税負担はますます増加する見通しであり、これが可処分所得の減少と消費低迷を加速させることになろう。

所得税の累進性と経済成長率は正の関係を持つことが歴史的に実証されている。実際、日本の過去のデータでは、最高所得税率の推移とGDP成長率は正の相関を示し有意性も高い上、前年の税率により当該年の成長率が比較的大きく影響する（図7）¹⁰⁾。すなわち、累進課税を強化（最高税率を引上げ）した場合には成長率が高く、緩和（最高税率引下げ）した場合には成長率が低下する傾向がある。

図7：日本の所得・法人税率とGDP成長率の推移
～累進性が高いほど成長する～



$$Y_t = -6.2026 + 0.1386 X_t + e_t \quad [\text{計測期間: 1956-2013}]$$

(-3.201) (5.562)

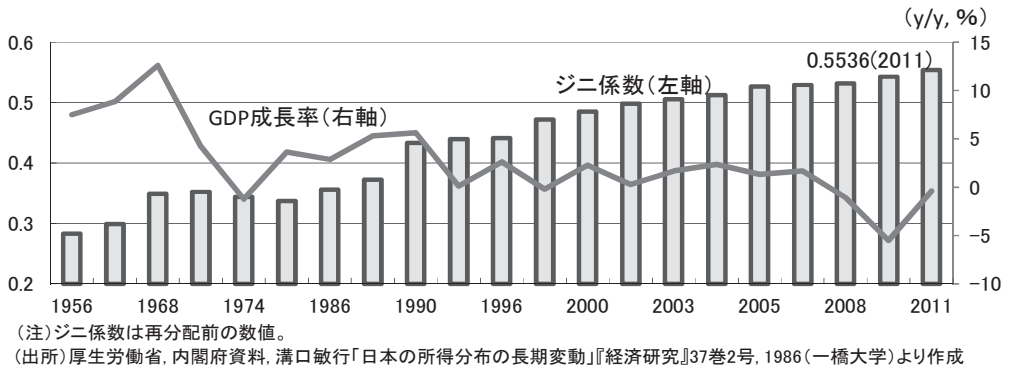
Y_t : GDP成長率, X_t : 最高所得税, 住民税率合計, 括弧内はt値

$R^2 = 0.3558$, DW: 1.5005

また、ダービン・ワトソン比で 1.491 と正の系列相関を示しており、当該年の最高所得税率が増加すれば翌年の成長率が増加する関係がみてとれる。従って、GDP 成長率は所得格差の拡大とともに低下している。

一方、所得税の累進性が緩和されフラット化するにつれて所得分配の悪化を示すジニ係数も上昇し、2005 年には 0.5263 と 0.5 を上回り、2011 年には 0.5536 とさらに所得分配が悪化している。それとともに経済成長率も低下傾向にある（図 8）。

図 8：日本の GDP 成長率とジニ係数の推移～所得格差拡大と成長率の低下



2. 税収構造の変化：法人税・所得税比率の低下と消費税比率の増加

最近では所得税の絶対額及び税収全体に対する比率が著しく低下している（図 9,10）。過去 20 年あまり所得税や法人税収の割合が減少し、間接税である消費税の比率が大幅に高まっており、2012 年度の税収に占める所得税の比率は 29.8% に対し、消費税を含む間接税比率 42.8% に上っている。さらに、1988 年に法人税の税収に占める割合は 36.6% であったが、2012 年度にはわずか 19.5% まで低下している。

図 9：国税（種類別）の推移：減少する所得税・法人税

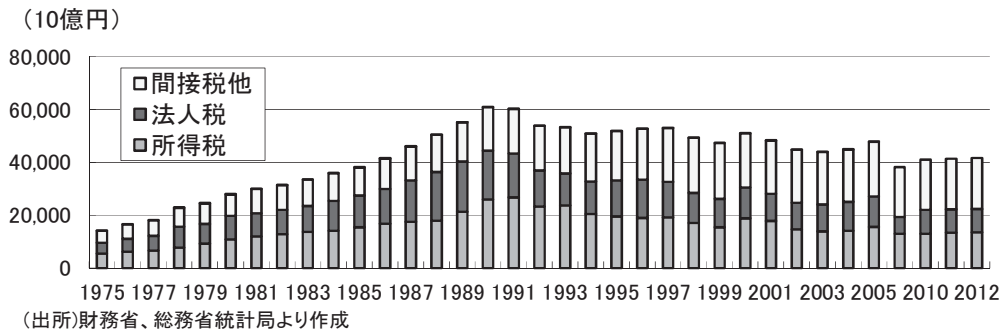
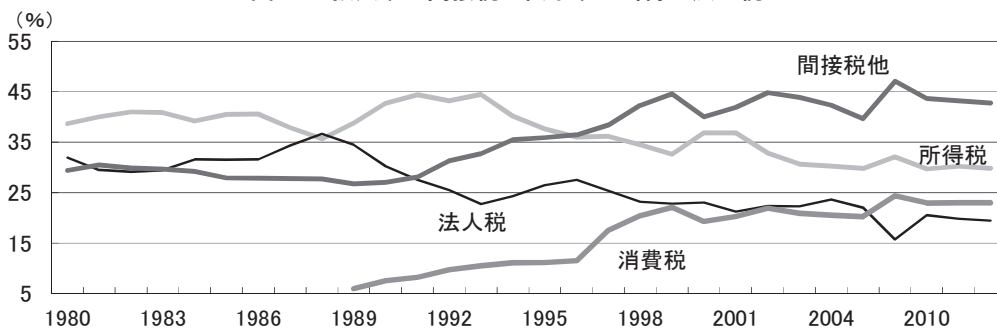


図 10：拡大する間接税 / 低下する所得・法人税



(注) 税収に占める割合。(出所)財務省、総務省統計局より作成

このことは、日本で一般化している徴税回避や制度的欠陥に伴う税収、とりわけ自営業や法人からの徴税捕捉率低下に伴う収入減を消費税が補填する役割を果たしているといえる。90年代以降の景気低迷により、赤字企業、いわゆる欠損企業が著しく増加し、法人税を支払っていない割合が増加している。企業は最近の収益回復により80兆円余の余剰資金にも拘らず、法人税を支払う企業は全体の3割弱に過ぎない¹¹⁾。この傾向は2004年の税法改正で欠損金の繰延べが5年から7年に延長されたことでさらに欠損企業を増加させ、法人税収の低迷に拍車をかけている。こうした税収の低下が財政赤字拡大を加速させ、それがさらに中堅給与所得者を中心とした国民負担を増加させることに繋がっている。

法人税を低下させれば、企業収益が拡大し、それが雇用拡大につながり、それが結局全体的な所得向上となり、消費も拡大するとする、いわゆる「トリクルダウン」説がレーガン政権以来説かれてきたが、企業の減税が必ずしも被雇用者の所得水準の向上や低所得層の収入増加は実証できておらず、この考え方は既に経済学的には否定されている¹²⁾。

むしろ、「トリクルダウン」の想定とは逆に所得格差が拡大し、低所得層は恩恵をこうむっていない。その一方、例えばアジア諸国の法人税に比べ日本の法人実効税率水準が高いため、一層引き下げるべきであるとする政府の方針がある。しかし、こうした議論はその前提が正しいとはいえない¹³⁾。アジア諸国は発展途上段階であり、一層の直接投資を誘致する政策を前面に打ち出しているため、税率は低水準に抑えているが、財政赤字に苦しむ日本のような先進国が同様に法人税を引き下げることは合理性に乏しい。そもそも企業の投資や海外進出は、必ずしも当該国の法人税の水準によるのではなく、むしろ投資先の市場規模や低廉な労働力コストなど、法人税の要因以外によって海外進出が一般化しているのが現状である。人口の急激な高齢化に伴い社会保障支出や年金等が拡大する中、その歳入源の確保が必要な日本と外国直接投資が成長に必要性が相対的に高い他の新興・途上国と同列にみることは出来ない。

わが国の場合、消費税率の水準が欧米諸国と単純に比較できないのは、食料品をはじめとして生活必需物資などほぼ全てにわたり課税されているため、日本の税収全体に占める消費税・付加価値税の割合は、EU諸国の水準に匹敵する比率を占めている。しかも、そのために生活必需品に対する消費税負担が重いため、低所得層に大きな負担となっている。

また、日本ではインボイス方式の付加価値税（VAT）ではなく、帳簿方式の消費税を採用しているため、個人業者の税負担が不透明である上に、益税として中小事業主の本来あるべき税が徴収されていないことなど問題点が多い。加えて事業者には簡易課税方式¹⁴⁾を採用しており、法人税収を低水準にとどめている一要因となっているとみられる。

Ⅲ. 所得税・消費税の影響分析

前章で示したように、家計の可処分所得の減少は、国民経済の過半を占める個人消費の低迷をもたらし、それが全体的な個人消費の拡大を抑制し、経済成長に悪影響を及ぼしてきた。本章では所得分配を改善することにより、個人消費の増加を通して経済成長率にどれだけ寄与しうるかについて検証する。

2013年の民間給与実態統計調査（国税庁）雇用形態別にみると、正規雇用者数の増加1.5%に対し、非正規雇用者数は5.3%と大幅に増加している。したがって、平均年収は正規雇用者の場合1.2%増に対して、非正規雇用者マイナス0.1%と低下している。さらに、所得階級別の年収100万円以下の層の平均年収は7%増にとどまっているのに対し、年収2500万円以上の富裕層は40%増加している。このように所得格差はますます拡大している。

所得格差・貧富格差の拡大が、ただちに経済成長率に短期的にマイナスの影響を及ぼすとは断言できないものの、中長期的に様々なルートを通じて経済成長率を制約するとみられる¹⁵⁾。従って、本稿では、所得格差の拡大によって経済成長率が中長期的に制約されること、また所得格差の是正が経済成長率の上昇を促すことを示す。従って、本分析では、各世帯の税率と保険料を含めた家計負担を参考にし、社会保障給付を考慮したうえで、消費を推計する。さらに消費税率の引上げに関しては、本来消費税は、全ての所得階層に均一の税率が課されるため、一般的に、低所得者層のほうが高所得者層に比べ消費性向が高いことから、高所得層に比べ低所得層に対する負担が高くなる。したがって、本来消費税率の引上げは消費税の持つ本来の逆進性をさらに強化することも指摘する¹⁶⁾。

1. 所得税・保険料負担と消費及び成長への影響

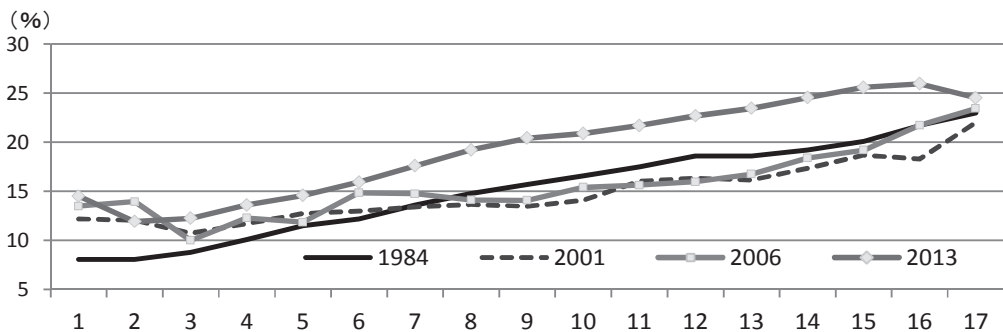
(1) 所得税・社会保険料負担の逆進性

日本における国民全体の税負担は、先進国では比較的低いとされるが、家計に占める保険料

の負担を加えると決して少なくない。最近では保険料も引き上げられているため、低所得層には特に負担が増加する一方で最高所得層では所得税以上に保険料の負担が軽い。すなわち、わが国では最も所得の低い層の直接税・保険料の負担比率が高く、最も裕福な層の負担が比較的低い構造となっており、その負担は逆進的である。世帯比率で見ると中・低所得層が圧倒的に多く、最近では低所得世帯が急増しておりこうした層の負担が重くなっているため、個人消費が低迷する要因となっている。中低所得層の比率の拡大と税・保険料の負担増加に伴う消費支出の減少は国民経済の安定成長には大きな足かせとなる。

わが国の最近の家計消費の傾向をみると、年収200万円台以下の家計（全家計）では消費性向は1以上と家計は赤字である。最近では年収200万未満の若年層が増加しており、ますます家計が苦しくなっている。現行の税・保険料負担率が最低所得層で上昇しており、むしろ中間所得層で負担率が低下し、高所得層でもそれほど大きな負担が上昇していない。すなわち、現行の制度では累進性が明確でなくなり、逆進性が強まっている（図11）。さらに、所得税・住民税に社会保険料を加えた実質的な負担（広義の実効税率）は、所得階層別に年毎の負担をみると、1984年時点（所得税累進性開始直後）に比べ過去30年間で大幅に低所得層への負担が増加しており、逆進性が明確になっている。また、長期的にも直接税（所得税・住民税）に対する消費税など間接税比率が高まっており、課税前所得（実収入）に対する税・保険料控除後の所得分配効果は低下傾向にある。全世帯の1ヵ月の消費性向（消費支出/可処分所得）は平均72.5%であるが、最も低い所得層（120万円、月10万円未満）では231%であり、次に低い層（年収換算180万円未満の層）では消費性向は100%以上となっている。一般的にこうした層が借金に依存している構造がある¹⁷⁾。その一方、最も裕福な層では直接税（所得税・住民税）及び保険料負担の家計に占める割合が年収1200-1320万円（月収100～105万）の層に比べ低下し

図11：標準世帯所得階層別実効平均税率
～累進性緩和と低所得層負担増～



(注) 所得税・住民税・社会保険料合計。第1階層は250万円未満、第2～12階層：250万～800万円、第13、14階層800万～1千万、15：1千万～1250万、16：1250～1500万、17：1500万円以上

(出所) 総務省「家計調査」、石川辰哉(2004)図表11より筆者作成

ている。例えば、典型的な4人世帯、有業者1人の家計の年収階級別の直接税（所得税）と保険料の負担割合を見ると、明らかに低所得層である300万円未満の世帯の負担率が中・高所得層より高くなっている（図12）。しかも、日本はOECD諸国の中でも日本は社会保険料収入の構成比率が総負担額のうち41%（2011）を占め、最も高い国の一つである。したがって、税と保険料を一体化した所得階層別に家計負担をみることは非常に重要である。

所得階層別の変化を2006年から2013年にかけてみると、低所得層の割合が増加し、また中堅所得層の割合も減少していることがわかる（図13-1）。しかし、各所得階層の消費性向はほとんど大きな変化がみられない（図13-2）。このことから、各所得階層別の可処分所得の変化は限界消費性向に対して大きな影響を与えないと考えられる。従って次項で行う直接税及び保険料負担の累進性を強化した場合における消費支出への影響についての推計においては可処分所得の増減に伴う限界消費性向の変化はほぼ考慮する必要性は低い¹⁸⁾。

図12：所得階層別消費性向と直接税・保険料負担（2013）

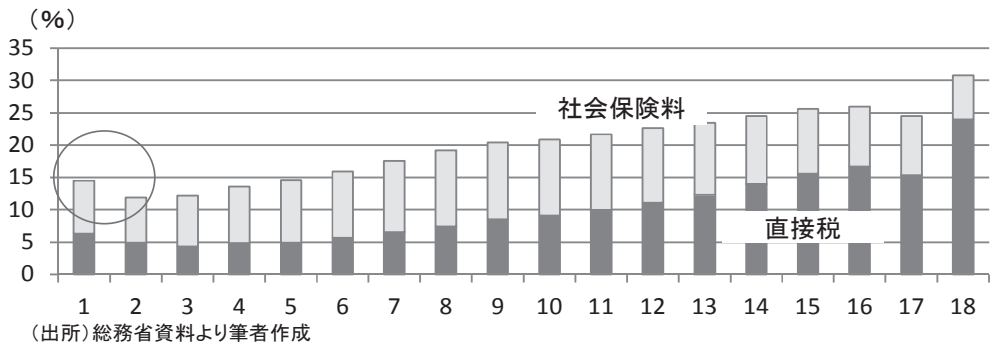


図13-1：所得階層別世帯分布

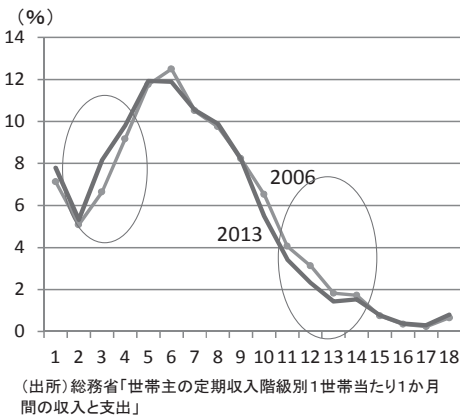
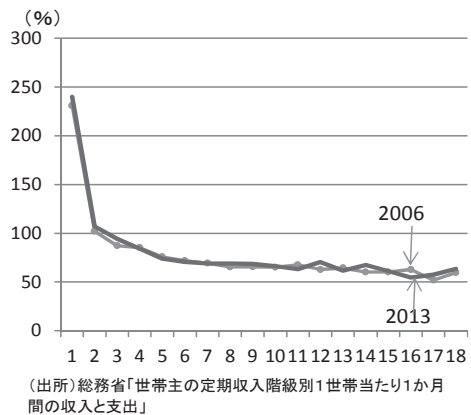


図13-2：所得階層別消費性向



(2) 直接税・保険料の累進性強化の消費・成長率への影響分析

現行の所得税等を累進化し、所得分配を改善した場合、家計の消費の拡大に伴う経済成長拡大が期待できる。ここでは直接税累進化の所得に及ぼす効果について分析を行う。本分析では各所得階層別の消費支出の変化と GDP 成長率に及ぼす影響に関する分析を行う¹⁹⁾。

本分析では、2013年の総務省家計調査を基に所得税・住民税・社会保険料の合計を各所得階層別に分類し、新たに広義の家計の負担率（所得税・保険料負担合計）を所得階層別に再構成した。さらに、以下のように各所得階層ごとの負担率を修正して累進性を強化し、現行制度に比べ低所得層に負担を軽く、高所得層に負担を増加した場合の直接税・保険料合計額による負担を示している。

現行制度：最低所得階層：11.9%； 最高所得階層：30.8%

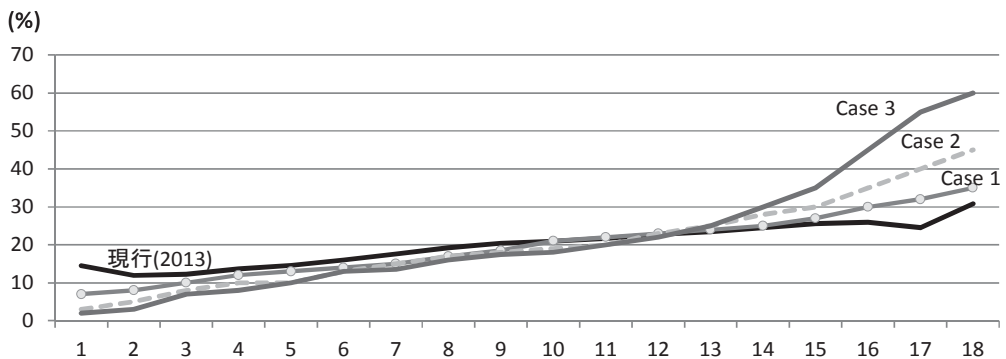
Case1（最低所得階層：7%；最高所得階層：35%）

Case2（最高所得階層：45%、最低所得階層：3%）

Case3（最低所得階層：2%；最高所得階層：60%）

この推計結果によれば、中低所得層の負担を低く抑え、富裕層の負担をより多くし最も累進性を強化した Case3 の場合、Case1（低所得層を中心に負担軽減）や Case2（中所得層以上の負担を増加）に比べ全体の家計消費支出は増加する結果が得られる。GDP に占める個人消費の比率を 58.2%（2013）であることを前提に、全体の消費支出がどのように変化するかをみると、Case1, Case2, Case3 ではそれぞれ 1.59%, 2.63%, 3.18% の増加が見込まれる²⁰⁾。すなわち、直接税（所得税）及び保険料負担の累進性を強化した場合、国民の消費支出は大幅に増加することが示される²¹⁾。

図 14：所得階層別直接税・保険料負担率 simulation



(出所)総務省「全国世帯主の定期収入階級別1世帯当たり1か月間の収入と支出」より筆者作成。

さらに、消費支出増加の推計値を基に GDP 成長率への寄与を試算してみると Case1, Case2, Case3 では、それぞれ 0.92%, 1.53%, 1.85% 増加が見込まれる（表 3）²²⁾。これは累進性強化に伴い国民の消費拡大が GDP 成長率に寄与することを明確に示している。

一方、税・保険料の合計額における累進性の強化によって税収・保険料収入がどれだけ変化するかをみると、いずれのケースでも累進性を強化した方が、現行に比べはるかに政府にとって税・保険料収入が増加する。

Case1 では、現行の税・保険総計（非消費支出から推計）に比べ合計額は 4.7% 増にとどまるが、Case3 では 34.0% と大幅に増加する。

このように現行制度下にならば富裕層への負担を強化し中低所得層への負担軽減をする累進性強化による所得分配の改善は、全体の消費支出の伸びに伴う GDP 成長率の増加が見込まれ、さらに政府収入の増加、すなわち財政赤字改善も望める点でも累進性の強化は望ましいことになる。

以上から、GDP 全体の過半を占める家計全体の消費が増加するためには累進課税を現行より強化し、高所得者への負担増と同様低所得層への過重な負担を軽減することが重要である。それが全家計の可処分所得の向上に繋がり、消費拡大を通して経済成長を促すことになる。さらに重要なことは家計全体の消費支出が増加すると同時に政府収入増も期待でき、政府の一般財政収支の改善にも貢献するとみられる。もちろん、この試算では実際の 2013 年の各所得階層の 1 ヶ月平均の消費性向を元に試算したものであり、各所得階層の所得増加に対する限界消費性向の変化は考慮していないため、実際の値はこれと異なる可能性がある。また、本試算では、二人世帯以上の全世帯対象であり、単身世帯を統計上の制約から考慮していない。したがっ

表 3：所得階層別直接税・保険料負担率変化と消費支出・GDP 成長率への影響

所得階層	平均	1	2	3	4	5	6	7	8	9			
(平均)年収別		144	313	368	434	509	586	665	752	848			
世帯割合 (%)	100	7.8	5.3	8.1	9.8	11.9	11.9	10.5	9.9	8.2			
現行直接税・保険料 (%)	18.6	14.5	11.9	12.3	13.6	14.6	15.9	17.6	19.2	20.4			
消費支出・増加率 (%)	消費支出 増加率												
現行	319,170	—	—										
Case 1	319,949	1.585	0.922	4.8	7	8	10	12	13	14	15	17	18.5
Case 2	327,579	2.634	1.534	15.2	3	5	8	10	10	13	15	17	18
Case 3	328,274	3.183	1.853	34.2	2	3	7	8	9	12	13	15	17.5
所得階層		10	11	12	13	14	15	16	17	18			
(平均)年収別 (円)		892	990	1,001	1,145	1,192	1,224	1,317	1,397	2,064			
世帯割合 (%)		5.5	3.4	2.3	1.4	1.5	0.8	0.4	0.3	0.8			
現行直接税・保険料 (%)		20.9	21.7	22.7	23.5	24.6	25.6	26.0	24.5	30.8			
Case1		21	22	23	24	25	27	30	32	35			
Case2		19	20	23	25	28	30	35	40	45			
Case2		18	20	24	26	30	35	45	55	60			

(注)1 各所得階層別の実収入及び消費性向は2013年の数値を基準に試算。各ケースは1ヵ月あたりの消費支出額。

「税・保険料増加」は各所得階層の非消費支出(税・保険料等)を試算。

2 GDP増加率は個人消費のGDPに占める割合(0.597)を基に試算。

(出所)総務省「全国世帯主の定期収入階級別1世帯当たり1ヵ月間の収入と支出」より筆者作成。

て、最近の単身世帯の増加に伴う相対的低所得層の増加を考慮すると、実際にはこの結果に比べ累進性強化に伴う全体の家計消費の拡大や成長率への効果はより大きくなる可能性がある。また、本分析の対象としていない単身世帯は特に若年層では非正規雇用、フリーターなどを多く含むため、実際の所得分布はさらに悪化しており、上記におけるシミュレーションの結果よりさらに所得分配の改善が成長に効果的である可能性もある。

なお、実際に政策として導入する場合には、現行の保険料負担の低所得層における軽減措置に加え、最低所得税課税の上限を引き上げるなどの措置が必要となろう。特に低所得層においては、保険料の負担が非常に大きく、そのため、可処分所得の減少にもつながっている。また、非正規労働の急速な拡大のなか、国民保険の未納率が増加し、制度自体の前提が崩壊してきていることについても合わせて再検討が必要となろう。

2. 消費税引上げの問題点と経済への影響

以下において、消費税の引上げによって課税負担が高所得者に比べ低所得層に負担が多くなる逆進性が増し、かえって全体的に消費支出が減少する点を指摘する。

(1) 消費税引上げ負担試算：所得階層別標準世帯

2013年の総務省「家計調査」における標準世帯（4人家族、子供2人）での家計調査を使い、各所得階層から、それぞれ300万円台、500万円台、700万円台、1000万円台、1500万円超の各家計の所得と消費支出から消費税負担分を算定した（表3）。これによれば、2013年までの消費税率5%では、年収300万円台の家計では3.1%に対し、1500万円超の家計では2.7%に過ぎない。

消費税率が現行の8%、さらに10%、15%となった場合をみると、8%では、300万円台の家計では消費税負担率は5.0%であるが、1500万円超の家計ではむしろ4.3%と負担が低下する。また、消費税率が10%の場合は年収300万円台と1500万円超の家計ではそれぞれ6.3%、5.4%、さらに消費税率が15%の場合はそれぞれ9.4%、8.1%となったが、負担の増加分はいずれも低所得層の負担が高所得層の負担を大幅に上回ることが示され、消費税の逆進性が明確になっている。こうした逆進性を緩和するためには、政府からの低所得層に対する保険料負担や直接税の減免措置が必要である。それなしでは、全体の家計消費が伸び悩み、国の中長期的経済成長率に影響を及ぼしかねない。

表4：年取別年間消費税負担額の推計（2013年）

	(万円)				
年取階層(平均)	300(323)	500(520)	700(716)	1000(1093)	1500超(1898)
実収入(給与所得他)	4,145,184	5,319,840	7,236,372	8,533,392	12,914,940
税・保険料負担(月)	50,599	78,843	132,466	160,675	315,715
所得税	5,771	10,606	26,038	39,742	141,892
住民税	9,428	14,763	28,246	38,789	88,769
その他直接税	3,078	5,586	9,404	8,743	10,129
社会保険料	32,323	47,887	68,775	72,824	74,925
可処分所得(月)	294,833	5,240,997	470,565	550,442	760,530
消費性向(%)	73.47	73.33	71.48	79.61	76.14
消費税対象品支出	2,599,224	3,207,072	4,036,080	5,258,712	6,948,804
消費税支出5%(年間 消費税負担率,%)	129,961 (3.14)	160,354 (3.01)	201,804 (2.79)	262,936 (3.08)	347,440 (2.69)
①消費税率8% (消費税負担率,%) 負担増	207,938 (5.02) 1.88	256,566 (4.82) 1.81	322,886 (4.46) 1.67	420,697 (4.93) 1.85	555,904 (4.30) 1.61
②消費税率10% (消費税負担率,%)	259,922 (6.27) 3.14	320,707 (6.03) 3.01	403,608 (5.58) 2.79	525,871 (6.16) 3.08	694,880 (5.38) 2.69
③消費税率15% (消費税負担率,%)	389,884 (9.41) 6.27	481,061 (9.04) 6.03	605,412 (8.37) 5.58	788,807 (9.24) 6.16	1,042,321 (8.07) 5.38

(注)消費性向は実際に消費税率が上昇した場合に消費税支出は減少する可能性がある。

(出所)総務省「家計調査」第2-10表 4人世帯(有業者1人)年間収入階級別1世帯当たり1か月間の収入と支出より筆者試算。

(2) 消費税引上げ負担と消費・成長率への影響

消費税の引上げの影響について、1(2)と同様に所得階層別(18区分)に2013年までの5%の消費性向をベースに①8%、②10%、③15%にそれぞれ引き上げた場合について国民経済全体に与える影響を家計消費及びGDP成長率に与える影響について試算した(表5)。

表5：消費税率引上げの影響

	家計消費支出 (円/月)	消費支出変化 (%)	GDP成長率変化 (%)
2013年平均	319,170	—	—
Case1: 消費税引上げ8%	308,121	▲3.5	▲2.0
Case2: 消費税引上げ10%	301,768	▲5.5	▲3.2
Case3: 消費税引上げ15%	285,885	▲10.4	▲6.1

(出所)総務省資料より筆者作成

消費支出は、5%から8%に引き上げた場合(Case1)、消費支出は全体で3.5%減少する²³⁾。その結果、実質GDP成長率は引上げがない場合に比べ、直接税制変更がない場合、成長率は約2.0%減少することになる。これが10%まで引き上げられた場合(Case2)、消費は全体で5.5%減少し、GDP成長率は3.2%も低下する。さらに、15%まで引上げた場合(Case3)、消費は10.4%減少し、その結果GDP成長率は6.1%も低下することになる²⁴⁾。このように、消費税の

引上げは経済全体に大きな影響があると考えられる。この場合、直接税の累進性の強化による成長率の上昇を帳消しにするほどの大きなマイナスの影響がある。なお、本試算では消費税への軽減税率の適用を前提としていないため、実際にそれを導入した場合より消費へのマイナスの影響は大きくなる見通しである。なお、消費税率を5%から8%に引上げられた2014年4月以降の2014年4-6月、7-9月の実質GDP成長率は季節調整済みで前期比▲1.73%（年率▲6.7%）、▲0.48%（同▲1.9%）で累計2.2%（半年分では平均1.1%）である。したがって、上記の試算はおおむね妥当であることがわかる。

(3) 消費税の負担の公平性と逆進性

消費税引上げの論拠として、消費税が国民の広い層で負担される面が強調される²⁵⁾。しかし、本来消費税のような間接税の増加は、直接税に比べ逆進性が強化される側面が強いことに注意が必要である。

最近では欧州先進諸国では消費税（付加価値税，VAT）比率はかなり高くなっている現実を指摘しながら、わが国の消費税率もまだ引上げの余地があると指摘される。しかし、欧州諸国、特に北欧では、日本に比べ所得分配機能はるかに充実しており、相対的低所得層に対し、各種の税減免や年金制度の充実による再配分が行われている。また、英国のように比較的消費税率が高い国でも食料品や日常品支出への消費税（付加価値税，VAT）は減免されている。このため、日本のような負担感が大きくならず、逆進性を是正している（表6）。

表6：主要国の付加価値税の概要

(2014年1月現在)

区分 施行	日本 1989年	フランス 1968年	ドイツ 1968年	イギリス 1973年	スウェーデン 1969年	
納税義務者	資産の譲渡等を行う事業者及び輸入者	有償により財貨の引渡又はサービスの提供を独立して行う者及び輸入者	営業又は職業活動を独立して行う者及び輸入者	事業活動として財貨又はサービスの供給を行う者で登録を義務者及び輸入者	利益を得るために経済活動を独立して行う者及び輸入者	
非課税	土地の譲渡・賃貸、住宅の賃貸、金融・保険、医療、教育、福祉、介護等	不動産取引、不動産賃貸、金融・保険、医療、教育、郵便等	不動産取引、不動産賃貸、金融・保険、医療、教育、郵便等	土地の譲渡・賃貸、建物の譲渡・賃貸、金融・保険、医療、教育、郵便、福祉等	不動産取引、不動産賃貸、金融・保険、医療、教育等	
税 率	標準税率	8% (2014年以降) (地方消費税を含む)	20%	19%	20%	25%
	ゼロ税率	なし	なし	なし	食料品 、水道水、新聞、雑誌書籍、国内旅客輸送、医薬品、居住用建物の建築、障害者用機器	医薬品(医療機関による処方)等
	輸出免税	輸出及び輸出類似取引	輸出及び輸出類似取引	輸出及び輸出類似取引	輸出及び輸出類似取引	輸出及び輸出類似取引
	軽減税率	なし	食料品 、雑誌、書籍、旅客輸送、肥料等…5.5% 新聞、医薬品等…2.1%	食料品 、水道水、新聞、雑誌、書籍、旅客輸送等…7%	家庭用燃料及び電力等…5%	食料品、宿泊施設の利用、外食サービス等 12% 新聞、書籍、雑誌、スポーツ観戦、映画、旅客輸送等 6%

(出所)財務省「消費税等に関する資料」より作成

税収全体に占める消費税（VAT、間接税）の割合は日本の場合、消費税が5%の時でもすでに西欧諸国の比率にほぼ匹敵している。日本は一般会計分その他、特別会計分を含む国税収入に占める「消費課税」（消費税＋個別間接税に關税等を含む）の割合は39.8%となる（2013年度）。したがって、今後8%から10%まで減免措置が導入されないまま引き上げられると、税収全体に占める消費税の割合は非常に高くなり、それだけ中低所得層を中心とした家計の負担が増加し、それがすなわち国民所得の伸びを抑制することになる。したがって、消費税の生活必需品等の減免措置を導入せず全ての商品・サービスに消費税を課税したまま消費税率を引き上げることは、一層低所得層への負担が上昇し経済成長に大きな阻害要因となる可能性が高い。

さらに、本質的な問題は日本の消費税は欧州で一般的な付加価値税（VAT）に基づくインヴォイス方式ではなく帳簿方式であることである。現行の方式では各業者の中間会計処理の透明性が低く、不正確であるため、課税されるべき課税額を徴収できていない傾向がある。しかも消費税は益税の制度を導入し、一定額（1000万円）の年間売上高以下の業者には消費税の納入を免除している²⁶⁾。また、事業者の簡易課税方式の適用上限が欧州諸国に比べ著しく高く、相当分課税を逃れている業者も多いため、本来徴収されるべき法人税も得られていない。

消費税の引き上げの議論において社会保障への目的税化の議論がされたが、消費税が特定目的への支出とされた場合、年毎の経済変動などで税収の増減が見込まれるため、年々増加が見込まれる社会保障費への歳出をまかなうことは本来困難である²⁷⁾。こうした技術的な問題に加え、社会保障費の絶対的な増加は消費税負担でまかなうことは困難であり、直接税及び社会保険料の徴収を強化するほか現実的な手段はないといえる²⁸⁾。

IV. 結論

近年、財政収支悪化に伴い所得税控除廃止やさらなる消費税引上げが見込まれる中、中低所得家計の税負担がますます増加することが予想される。さらに派遣法規制緩和の徹底などから正社員はますます減少傾向にあり、それと反比例してフリーターや派遣社員など非正社員の増加に伴い低所得層が急速に増加している。さらに、派遣法緩和・自由化が進むなか、非正規雇用が縮小する一方、正社員が増加基調に転じることは考えにくい。加えて一般給与所得水準の上昇はほとんど期待できずむしろ低下が予想されるなか、今後ますます一般家計消費が抑制される可能性がある。中低給与所得者層の負担が一層増加する消費税率の一層の引上げは、中長期的成長の観点からみても不適切であり、むしろ低成長を促す措置となろう²⁹⁾。こうした中、直接税に保険料を加えた実質家計負担は中低所得層に一層重くなっている。こうした状況は中低所得層の可処分所得を低下させ、消費全体の低迷を通じてGDP成長率を低下させる。

したがって、本稿で示した通り、デフレを脱却し、中長期的に安定経済成長を達成し、税収

増加とともに財政収支を改善するためには、所得税の累進性を一層強化することが優先的な課題となろう³⁰⁾。また、本稿で示す通り軽減税率を考慮せず一律に消費税を引き上げた場合、多大な消費の減退とGDP成長率への大きな打撃を与える。

これに関連して、日本の社会保険、特に年金基金については、低所得層への負担が相対的に高く、また非正規雇用が増加する中、正社員のように厚生年金でカバーされない層を対象としている国民年金では4割以上もの高い未納率の現状を改善する必要がある³¹⁾。このためには、低所得層を対象に大幅に直接税と保険料負担を引下げ、富裕層に負担を相対的に重くする必要がある。これにより中低所得層の可処分所得の増加に伴う全体での消費拡大が期待される。国民全体の消費の堅調な拡大は中長期的な安定成長を実現し、それによっではじめて「失われた20年」の景気低迷から脱出することが可能である。同時に景気回復に伴う税収増加によって財政収支の維持可能な水準への回帰もみられよう。

Appendix 1
所得税・保険料負担の変化に伴う消費支出
所得階層

平均	(円、月)																				
	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18		
可処分所得(平均)	426,132	102,778	229,686	269,046	341,321	362,503	456,528	470,732	456,086	562,103	587,987	646,002	645,084	730,454	749,233	758,785	812,557	878,282	1,190,212	1,500,000	
所得性向2013	74.90	107.0	94.3	84.3	73.8	70.8	68.9	69.0	68.5	66.2	63.1	70.5	61.0	67.6	61.0	54.5	57.6	63.2	71.9	100.0	
消費税・保険料率(%)	14.5	11.9	12.3	13.6	14.6	15.9	17.6	19.2	20.4	20.9	21.7	22.7	23.5	24.6	25.6	26.0	24.5	24.5	30.8	30.8	
所得税・保険料率(%)	6.56	1,111	2,499	4,259	6,595	8,129	8,764	10,535	10,718	8,584	6,226	4,454	3,294	2,154	1,246	1,127	1,246	1,127	4,859	11,000	
消費支出(平均)	324,228	20,925	13,682	21,204	26,315	32,526	35,324	34,223	35,466	32,344	21,387	13,922	10,516	6,426	7,744	3,553	1,584	1,376	5,708	18,000	
①消費支出(各階層別)	3,133,257	8,416	20,884	30,668	43,403	55,187	68,413	63,112	106,536	130,701	196,994	181,571	191,945	229,900	246,285	275,418	329,245	372,427	601,969	1,179,943	
②可処分所得(④-②)	10,088,342	11,817	239,937	276,011	318,286	369,264	420,249	470,966	520,144	575,924	587,210	643,595	642,589	725,355	744,354	744,674	768,239	791,407	1,117,943	1,179,943	
③可処分所得(④-②)	9,642,210	9,039	10,251	6,865	9,066	6,746	9,517	14,438	13,689	-777	-4,443	-2,487	-5,099	-14,138	-44,318	-86,875	-117,269	-117,269	-117,269	-117,269	
④可処分所得	13,201,599	120,233	260,801	306,679	361,689	424,513	488,662	554,078	626,680	706,499	743,304	825,076	834,542	954,415	993,139	1,020,065	1,097,484	1,163,834	1,719,912	1,719,912	
△可処分所得	1,585	8,79	4,46	2,59	1,89	1,36	2,32	3.16	2.78	3.06	2.40	2.18	-0.39	-2.00	-4.56	-5.90	-12.2	-20.49	-20.52	-20.52	
△消費支出(%)	78.7	7.87	4.57	3.51	3.16	2.78	3.06	2.40	2.18	-0.39	-2.00	-4.56	-5.90	-12.2	-20.49	-20.52	-20.52	-20.52	-20.52	-20.52	
Case 1	84,497	187	416	1,749	2,839	4,559	6,988	7,596	9,296	10,137	7,358	5,661	4,649	3,568	2,792	1,869	1,938	1,938	6,331	18,000	
所得税・保険料率(%)	2	3	7	8	9	12	13	15	16	17	18	20	24	26	30	35	45	55	60	80	80
消費支出(平均)	329,329	22,050	14,405	21,911	27,511	34,032	36,156	35,028	36,321	32,738	22,200	14,278	10,516	6,327	7,228	3,164	1,245	913	3,513	18,000	
①消費支出(各階層別)	9,165,281	282,873	2,701,618	268,897	280,347	285,203	304,290	332,178	367,285	399,306	416,176	447,290	435,147	469,682	404,566	328,944	301,519	435,118	640,191	1,031,947	
②非消費支出	4,058,318	2,405	7,824	21,468	38,206	58,639	72,030	94,002	123,636	133,795	165,015	200,290	248,146	297,942	357,023	493,868	640,191	1,031,947	1,031,947	1,031,947	
③可処分所得(④-②)	8,760,186	15,050	23,291	16,165	20,374	38,607	43,023	482,048	532,678	582,857	609,509	660,061	634,252	706,267	695,197	663,042	603,616	523,726	687,965	687,965	
④可処分所得	13,201,599	120,233	260,801	306,679	361,689	424,513	488,662	554,078	626,680	706,499	743,304	825,076	834,542	954,415	993,139	1,020,065	1,097,484	1,163,834	1,719,912	1,719,912	
△消費支出(%)	3.183	14.64	10.14	6.01	6.52	6.54	4.70	4.70	5.59	5.25	3.69	2.18	-1.68	-3.31	-12.62	-25.71	-40.37	-40.37	-40.37	-40.37	

(注) 1以上の初年度所得階層、単身世帯は二分制制により算出され、2以上の世帯は所得階層の負担軽減により本階層より大きい可能性がある。各階層ごとの消費性向は単純化のため変更とする。
(出所) 総務省「世帯主の定期収入階級別1世帯当たり1か月間の収入と支出」より筆者推計。

Appendix 2
消費税引上げに伴う消費支出の変化(減少)
所得階層

平均	(円、月)																			
	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	
Case 1: 消費税引上げ8%	18,657	12,686	20,049	25,052	30,983	33,498	32,176	33,472	30,625	20,773	13,555	10,242	6,277	7,556	3,512	1,625	1,485	1,485	5,895	18,000
8% (9%増) 消費税引上げ割合	246,741	245,703	253,656	263,182	267,686	290,640	314,592	348,508	389,411	389,411	407,312	454,935	450,049	506,189	462,987	442,807	432,804	428,804	505,645	752,775
①消費税引上げ前消費支出	7,402	7,371	7,610	7,895	8,031	8,031	10,469	10,469	11,553	11,682	12,219	13,648	13,501	15,186	13,880	13,284	15,169	15,169	22,583	73,012
②消費税引上げ後消費支出	239,339	238,332	246,046	255,287	259,655	281,921	305,154	338,482	373,535	377,729	395,093	441,287	438,548	491,003	449,097	429,523	490,476	490,476	730,192	730,192
Case 2: 消費税引上げ10%	18,272	12,425	19,635	24,536	30,344	32,807	31,515	32,782	29,994	20,345	13,276	10,031	6,148	7,400	3,440	1,592	1,454	1,454	5,469	18,000
10% (10%増) 消費税引上げ割合	246,741	245,703	253,656	263,182	267,686	290,640	314,592	348,508	389,411	389,411	407,312	454,935	450,049	506,189	462,987	442,807	432,804	428,804	505,645	752,775
①消費税引上げ前消費支出	12,337	12,285	12,685	13,159	13,384	14,332	15,730	17,448	19,325	19,471	20,366	22,747	22,502	25,309	23,149	22,140	25,282	25,282	37,639	118,000
②消費税引上げ後消費支出	234,404	233,418	240,973	250,023	254,302	276,108	298,862	331,503	365,834	369,940	386,946	432,188	427,547	480,880	439,838	420,667	480,363	480,363	715,136	715,136
Case 3: 消費税引上げ15%	17,310	11,771	18,602	23,244	28,747	31,080	29,856	31,057	28,856	21,274	12,577	9,503	5,824	7,011	3,259	1,508	1,378	1,378	5,469	18,000
15% (10%増) 消費税引上げ割合	246,741	245,703	253,656	263,182	267,686	290,640	314,592	348,508	389,411	389,411	407,312	454,935	450,049	506,189	462,987	442,807	432,804	428,804	505,645	752,775
①消費税引上げ前消費支出	24,674	24,570	24,570	25,366	26,769	29,064	31,459	34,895	38,509	38,941	40,731	45,494	45,005	50,619	46,299	44,281	46,299	44,281	50,565	75,278
②消費税引上げ後消費支出	222,067	221,133	228,290	236,864	240,917	283,133	314,055	346,579	350,470	366,581	409,442	405,044	455,570	416,688	398,526	398,526	455,081	455,081	677,498	677,498

(注) 各階層別引上げ前の消費支出は、各階層別の引上げ前の消費性向を用いているため、実際には若干相違する可能性もある。
(出所) 総務省「世帯主の定期収入階級別1世帯当たり1か月間の収入と支出」より筆者推計。

注

- 1) 最高所得税率が現行の50%から55%に引き上げられ、控除対象は現行：5000万円＋（1000万円×法定相続人の数）から3000万円＋600万円×（法定相続人の数）に引き下げられる。
- 2) 1990年代米国クリントン政権は所得税最高税率を上げたが、生産性向上も手伝って財政収支は改善、黒字を達成した。しかし2001年ブッシュ（息子）政権以降、軍事支出の拡大と所得税減税により税率財政赤字は拡大した。米国の場合、唯一の基軸通貨であり、資本自由化が進展する中、米国債発行によってその赤字が維持される特殊な構造があるが、こうしたことは日本の場合適用できない。
- 3) 大田（2007）は、2006年の家計調査統計などを用いて、所得税累進性の強化による成長率の上昇の可能性を示しているが、本稿では、2013年の統計を基に所得階層別の消費の増加を示すことで、経済成長の可能性を改めて示すものである。
- 4) 厚生労働省の「国民生活基礎調査」によれば、1世帯当たりの平均所得は、2005年563万8千円であったが、2013年調査の平均所得は、537万2千円と05年調査と比べて4.7%減少している。また、2014年9月分の消費支出は、1世帯当たり275,226円と前年同月比実質5.6%の減少となっている。
- 5) 保険料を含めた所得階層別家計負担率については、Ⅲ章図12などを参照。
- 6) 厚生労働省の「国民生活調査」では、92年以降の家計のジニ係数を公表しているが、これは、サンプルに限られ、しかも課税分配後の所得分配の値をもとに算出しているため、課税前に比べ係数は低下している。それでも1970年代初の0.3未満に比べはるかに所得分配は悪化している。
- 7) 最近の政府の経済政策は労働市場に関しても経団連など経済団体の意向が強く反映されており、米国のサラリーマン・エグゼンプションの導入の動きなどもそれに沿ったものといえる。
- 8) 人口構成の老齢化を主たる要因としてあげているのが大竹（2005）であり、所得分配悪化の一面を示しているが、それが最近の経済格差の主要因ではなく、むしろ税制や雇用形態面での変化が各家計の所得分配に及ぼした影響の方が大きいと考えられる。また証券税制優遇や相続税の引下げなど資産格差の拡大については、大きく採り上げられておらず、資産格差が経済格差にも大きな影響を及ぼしており、政策面での対応により大きな影響を受けることが認識されるべきであろう。
- 9) 財政収支の悪化は過去の税制改革（いわゆるフラット化）による要因も大きく、内閣府（2012）も90年代以降の税収の減少は制度改正があった場合に比べ20兆円程度にも上ることを示している。
- 10) 米国でも1933年に発足したルーズベルト政権が累進課税強化を実施し、その後の経済成長率の回復が見られた。第二次大戦後、米国では基本的に直接税を主体とした累進課税制度が維持されたが、1970年代初頭までの米国の経済成長率は基本的に高水準を維持していた。
- 11) 正式には、繰越欠損金制度が導入されており、当概念の赤字は翌年以降に繰り越して控除が可能となっている。このことによって、史上最高の黒字額を計上した都市銀行も、過去の不良債権処理により巨額の赤字を抱えたため損金処理を行い、法人税を支払っていない。欠損金の繰越期間は最大7年まで認められるため、多くの企業はこの制度によって法人税支払いを免除されている。
- 12) Stiglitz[2006] p.xvi 参照。「トリクルダウン」は、富が低所得層に向かって徐々に波及し、国民全体の利益となるとする考え方である。政府の支出（社会保障など）によって低所得層の国民に直接配分するのではなく、大企業や富裕層の経済活動を活性化させることによって、経済全体の活性化がはかれるとする。わが国でも米国と同様に所得税の最高税率を引き下げる時に、この考え方を根拠として用いている。
- 13) 法人税の引下げを主張する前提として無理があるのは、日本の法人企業はおよそ7割以上が欠損企業であり、そうした企業からは法人税が徴収されていないため、実際に負担する企業は少数であり、し

かも最近では減価償却など優遇税制を導入していることである。しかも、最近次々と明るみになっていくように大手企業を含む不正会計操作が一般化しており、実際は利益がでていても欠損企業として報告されていることも多く、それが企業の徴税回避を増加させているとみられる。こうした例は先進国でも日本以外見当たらず、単純な実効税率で諸外国と比較できない。こうした点を伊藤（2013）は全く議論しておらず、法人税引下げがどのようなメカニズムでこうかがあるのか明らかにしておらず、全く「想像的」な議論にとどまっている。

- 14) 簡易課税は、第1種事業から第5種事業まで定められた90%から50%までの「みなし仕入率」によって仕入税額控除の額を計算するもので、届け出によって可能となる。例えば、年間売上高が5000万円以下で小売業（第二種事業）の場合、仕入控除税額を80%とする簡便法が用いられる。しかし、この制度による「みなし仕入率」が実際の課税仕入率を上回る場合は、益税が生じる問題があり、これが徴税しうる税金を徴収できないことになる。
- 15) 途上国が経済発展過程において所得分配が悪化し所得水準が先進国水準まで達成するにつれて所得分配も改善するというクズネツツの逆U字カーブ説があるため、ここでは、現代の先進国における場合に限定している。1980年代以降の先進国での所得分配の悪化はIT技術やグローバル化など様々な説明がされるが、根本的には所得税の累進性の緩和と所得分配政策の後退の影響が大きいと考えられる。
- 16) わが国では、所得税など様々な手口を使って直接税を回避する手段があり、富裕層では、例えばファミリー会社を設立して個人消費を経費として処理して課税を回避、あるいは最小限にとどめる方策を採ることが一般化している。こうした直接税の制度的欠陥を逆手にとって、間接税である消費税率引上げを正当化する主張もある。しかし、本来、所得税を回避する手段を封じ、法人税とともに徴税を強化することで対処するべきであろう。
- 17) 最低所得階層においては、いわゆるサラリーローン（アコム、プロミスなど）に依存せざるを得ない赤字構造が定着化し、高金利のため債務返済が困難となる層が増加している。しかし、こうした業界も大手金融機関の傘下にあり、可処分所得が低下し所得格差が拡大することは業界としてはそれほど悪いことではないと考えるかもしれない。すなわち金融業界としては、格差拡大はむしろ歓迎すべき現象ともいえよう。
- 18) 世帯別所得階層の可処分所得と消費支出を基に各所得階層ごとの年間の可処分所得と消費増加の関係をみても正確な消費性向の測定は困難である（Appendix表参照）。
- 19) 本分析では総務省家計調査で公表されている二世帯以上の家計を対象としたものであり、単身世帯を含んでいないため、最近急速に増加している若年及び老年層の単身世帯を含まないため、留意が必要である。
- 20) 本試算では、各所得階層の消費性向を実際の2013年のものを基本としており、所得増加に対する消費性向の変化は考慮していないため、実際の値はこれと異なる可能性がある。また、各所得階層において可処分所得が増加した場合の消費性向については現行の所得階層における消費性向を用いており、厳密には限界消費性向は各所得階層で前提とは異なる可能性がある。したがって、本稿での試算はそのような点も考慮する必要がある。より詳しい試算のベースはAppendix参照。
- 21) この場合、低所得層では保険料と税金は一体化して、家計控除を実施するものとする。
- 22) 詳細についてはAppendix参照。
- 23) 推計を単純化するため、各所得階層別の可処分所得に対する消費性向は一定（2013年実績）とする。その結果が表5に示される。

- 24) 本分析は2013年の消費税5%であった時点での消費性向に基づく試算であるため、2014年4月から消費税率が8%に引き上げられている現在では必ずしも当てはまらない。また、今後さらに10%、15%に引き上げられた場合の各所得階層別の消費性向は異なるため、この結果通りには必ずしもならない。本推計値は、実際に2014年4-6月の家計消費は前年同期比3.8%減少、7-9月も同3.8%減少していることと整合的である。
- 25) 消費税は全ての家計が負担するため、その分だけ不公平は是正されるとする見方もある。しかし、こうした議論は、本末転倒であり、そもそも直接税の課税逃れを厳しくチェックし、直接税課税制度自体の信頼性を高めることが先決であろう。
- 26) 消費税導入当初(1989)、中小業者の反対を抑えるため業者免税枠は年間売上高が3,000万円までであったが、現在では1000万円まで引き下げられている。しかし、これでも中小業者の多くは消費税負担を免れている。その一方、帳簿方式では仕入れ段階の消費税負担を価格に転嫁でいないため、その上昇分を自己負担する中小企業も多い。消費税導入では小業者対策が優先され帳簿方式や高い免税売上水準(当初は年間売上3000万円)や簡易課税制度が導入された背景がある。詳しくは大間知(2005)第5章参照。
- 27) 諸外国で消費税などを特定の社会保障基金に充てるような政策を採用している国はない。
- 28) 本稿ではわが国の経済格差で大きな要素を持つ資産格差と不十分な課税制度の問題については採り上げないが、格差の是正の観点からは重要な課題である。
- 29) 2015年から所得税の最高税率が若干引き上げられる予定であるものの、その効果は限定的であり、本稿が示したようにさらなる累進化が行われない限り現行制度の不備の根本的解決は困難である。
- 30) Stiglitz(2012)も所得に対する累進課税と法人税の強化を行うことによって経済の不平等を是正することを提唱しており、本稿の結論はそれを裏付けるものである。
- 31) 橋木(2005)は、年金未納率の改善のためにも消費税を全額年金基金に充てるべきであると主張する。その根拠として、1万円当たりの必要経費が社会保険庁の317円に対し、国税庁では178円として、それを進めるべきであるとする。しかし、消費税の用途を基礎年金に限定することは、毎年の税収の変動によって柔軟性が殺がれる恐れがある点を考慮していない。また、消費税の逆進性を考慮すれば、富裕層と低所得層が公平に基礎年金を負担する消費税より所得税による分配が望ましい。また、年金制度の(真の)改革も並行して行われるべきであろう。社会保険料か税方式かは今後さらなる議論が必要であるが、国民年金制度の破綻を考慮すれば、保険料方式の大幅な見直しが必要であろう。

【参考文献】

- 石川達哉(2004)「所得再分配効果から見た個人所得課税の推移—1984～2003年の標準世帯における年間収入階級別データに基づいて—」ニッセイ基礎研所報 Vol.35
- 石川達哉(2006)「年齢階層別に見た経済的格差の動向」ニッセイ基礎研 REPORT 2006.6
- 伊藤元重(2013)「消費税を上げて法人税率を下げるのは大企業優遇という幼稚すぎる議論」(「新・日本経済『創造的破壊』論」第23回)2013年8月26日
- 大田英明(2007)「所得格差および税制と経済成長—中長期的影響：分配なくして成長なし—」『愛媛大学法文学部論集 総合政策学科編』Vol.23:1-39
- 大田英明(2013)「日本の金融政策と資本流入の影響—無力化する国内金融政策」『立命館 国際研究』第26巻2号, 2013年10月

- 太田清（2006）「日本の所得再分配—国際比較でみたその特徴」*ESRI Working Paper* No.171
- 大竹文雄（2005）『日本の不平等』日本経済新聞社 5月
- 大間知啓輔（2005）『消費税の経済学』法律文化社 3月
- 北村行伸・宮崎毅（2013）『税制改革のミクロ実証分析』岩波書店，2013年2月
- 厚生労働省（2007）「国民生活基礎調査（2006）」2007.5
- 小塩隆士，田近栄治，府川哲夫編（2006）『日本の所得分配：格差拡大と政策の役割』東京大学出版会，11月
- 財務省（2006）「わが国の経済格差の実体とその政策対応に関する研究会」報告書 6月
- 財務省（2007）「平成19年度の財政改革に関する答申」，財務省HP
- 財務省（2014）「参考資料〔法人課税関係〕」平成26年3月12日，財務省HP
- 篠原 哲（2006）「消費税の逆進性の問題に関する考察—世帯ベースの分析—」ニッセイ基礎研究所 経済調査レポート No.2006-2，2006年11月
- 総務省統計局「家計調査」（HP），家計調査年報
- 醍醐聰（2012）『消費増税の大罪—会計学者が明かす財源の代案』柏書房，2012年7月
- 橋本俊詔（2005）『消費税15%による年金改革』東洋経済新報社 8月
- 橋本俊詔（2006）『格差社会—何が問題なのか』岩波新書 2006年9月
- 内閣府（2012）「財政・社会保障に関する「経済分析ワーキンググループ」中間報告参考資料」
- 中田大吾（2012）「税・社会保障の所得再分配効果～JSTARによる検証～」*RIETI Discussion Paper*, 12-J-028
- 府川哲夫（2006）「国際的にみた日本の所得分配」，『日本の所得分配』小塩隆士他編，東京大学出版会，11月
- 溝口敏行（1986）「日本の所得分布の長期変動」一橋大学『経済研究』37巻2号
- 脇田成（2014）『賃上げはなぜ必要か：日本経済の誤謬』，筑摩書房，2014年2月
- IMF, "World Economic Outlook" (2005) September
- Jones, R. S. (2007) "Income Inequality, Poverty and Social Spending in Japan," Economic Department Working Papers No. 556, Paris: OECD.
- OECD (2006) "Economic Survey of Japan," Paris: OECD
- OECD (2008) "Growing Unequal? Income Distribution and Poverty in OECD Countries," 2008年10月
- Stiglitz, Joseph (2006) , "Making Globalization Work: The Next Steps to Global Justice," Penguin Book.
- Stiglitz, Joseph (2012) ,*The Price of Inequality*, W W Norton & Co. Inc.

（大田 英明，立命館大学国際関係学部教授）

Economic Growth through Distribution of Income in Japan

Long-term stagnation of the Japanese economy is mainly due to the deterioration of income distribution where disposable income of total households has constantly declined, and it has put negative pressure on consumer spending. The stagnation of consumption has put strong pressure on economic growth in Japan in recent decades. Analysis based on simulation of changes in household expenditures by income category reveals the fact that a decrease in the disposable income of middle and lower income households has affected the total consumption in the economy, thereby decelerating GDP growth.

In order to attain constant growth of the Japanese economy, it would be necessary to introduce a more progressive taxation system, relieving burdens on lower income households in direct income tax and insurance payments. Simulation of introducing a more progressive tax as conducted in this paper reveals the fact that it would have positive effects on total consumption, thereby contributing significantly to GDP growth. The results of these analyses would justify introducing a more progressive tax and insurance system to attain sustainable growth in the medium to long term in Japan.

(OHTA, Hideaki, Professor, College of International Relations, Ritsumeikan University)